

中小企業者の金融支援の充実に向けた 中小企業保険料率の引き下げについて

【担当省庁：経済産業省、中小企業庁】

京都府においては、中小企業者の経営基盤の強化等を支援するため、中小企業者が円滑に資金調達できるよう制度融資を実施している。

融資の実行に当たり中小企業者は、信用保証協会と信用保証委託契約を締結し、保証料を支払う必要がある。

当該保証料については、信用保証協会が日本政策金融公庫へ支払う保証料がベースとなっているが、保険収支の状況は急速に改善している状況にある。その一方で、保険料率は、リーマンショックを機に平成23年4月に引き上げられて以降、見直しが行われず高止まりの状況であり、近年の低金利情勢のもとで割高感が強まっている。

中小企業者が負担する信用保証料を引き下げることで負担軽減が図れるよう、保険料率を引き下げていただきたい。

京都府
の担当課

商工労働観光部 商業・経営支援課(075-414-4822)

■保険料率と保証料率の関係

信用保証協会は、融資先企業から保証料を徴収することで返済できなくなった場合に代位弁済しており、当該代位弁済額のうち80%の額が信用保険で補完されているため、信用保証協会は日本政策金融公庫へ保険料を納付。

■日本政策金融公庫の中小企業信用保険に係る保険収支の状況

リーマンショックを機に、平成23年4月に保険料率が原則0.1%引き上げられたが、その後、見直しが行われていない。

(単位：百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 保険料 (a) | 151,327 | 146,740 | 143,234 | 140,436 | 137,302 | 131,724 |
| 回収金 (b) | 127,077 | 119,963 | 117,169 | 108,453 | 96,865 | 95,095 |
| 保険金 (c) | 676,318 | 615,938 | 537,037 | 426,157 | 352,873 | 313,076 |
| 保険収支 (a + b - c) | ▲ 397,914 | ▲ 349,234 | ▲ 276,634 | ▲ 177,268 | ▲ 118,706 | ▲ 86,256 |

■代位弁済額の実績

(単位：百万円)

| | 平成23年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 全国の信用保証協会合計 | 860,797 | 397,896 | 116,582 |
| 京都信用保証協会 | 22,617 | 12,375 | 2,859 |

※平成29年度は、7月末時点

■京都信用保証協会の取組

全国信用保証協会連合会が定める基準保証料率よりも一部引き下げを実施
(例) 小規模事業者向け融資

| | |
|-----------|---------------|
| 基準保証料率 | 0.45% ~ 2.20% |
| 京都府信用保証協会 | 0.45% ~ 1.80% |

このほか、商工会議所等の経営支援を受ける事業者を対象に、0.1%から0.2%の割引を実施

(参考)

■各利率の推移について

| | H19.4.1 | H23.4.1 | H29.4.1 | H29.9.1 |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| 中小企業信用保険料率 | 1.59% | 1.69% | 1.69% | 1.69% |
| マル経融資の金利 | 2.20% | 1.95% | 1.16% | 1.11% |
| 旧長期プライムレート | 2.20% | 1.60% | 0.95% | 1.00% |

※中小企業信用保険料率は、9区分のうち最も高い率を記載